

## 国際保健規則（IHR）国家連絡窓口の機能強化に関する意見

令和3年7月9日

厚生科学審議会健康危機管理部会

国際保健規則（International Health Regulation 以下「IHR」という。）は、世界保健機関（World Health Organization 以下「WHO」という。）憲章第21条に基づく国際規則であり、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的としている。各参加国は、原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれがあるすべての事象を対象に、アセスメントから24時間以内にWHOに通報する等の義務を負っており、また、24時間いつでもWHOや各国保健当局にアクセス可能な国家連絡窓口を設置することが規定され、厚生労働省大臣官房厚生科学課が窓口となっている。

IHR国家連絡窓口は、WHOとのコミュニケーションのみならず、各国保健当局間での情報共有も行っており、地方公共団体への情報提供、在外公館との連携も行うなど、その業務は多岐にわたっている。

また、IHR検証委員会の報告書には、IHR国家連絡窓口は、適切に組織化され、政府内に配置されて十分な資源が確保され、関係部署と連携するための権限を有する必要がある、とも提言されている<sup>1</sup>。

今般、新型コロナウイルス感染症（Coronavirus 2019 以下「COVID-19」という。）のパンデミックにより、IHRに基づく国家連絡窓口の業務や役割は大幅に増加しており、その役割の重要性が改めて認識されたところである。例えば、中国国外では最も早い時期にCOVID-19の輸入例が日本で検出された際にも、日本は迅速にIHRを通じた通報を行い、世界中の国々と透明性を持って対応した。また、2020年2月のダイヤモンドプリンセス号のCOVID-19アウトブレイクについての第一報もIHRを通じたものであり、IHRは、その後の対応においても、多くの国々が関与する多国籍環境において、各国政府と緊密な情報共有・連携に重要な役割を果たした。また、最近では、2021年1月に、ブラジルからの渡航者における新たな変異株についても、IHRを通じ、WHOや関係国等との迅速な情報共有を行っている。このようにIHR国家連絡窓口は、COVID-19対応における国際協調の要として機能してきた。

しかしながら、令和3年度のIHR関連予算は十分と言いがたいものであった。新型コロナウイルス感染症対策、また、今後起きうる新興感染症等の健康

危機管理において、WHO 等との国際機関や関係各国との連携、情報収集・共有体制は、水際対策、更に国内の保健対策を効果的に実施する上で非常に重要であり、充実した体制で遂行すべきである。

このため、厚生科学審議会健康危機管理部会として下記のとおり意見する。

## 記

### 1 IHR 国家連絡窓口への十分な予算確保

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症だけではなく、新たな健康危機も想定し、オールハザードに対応する観点から、国家連絡窓口が、国際的な公衆衛生インテリジェンスの収集・共有の中核的存在として機能するよう、一過性ではなく毎年度十分な予算を確保すること

### 2 国際情報の分析・アセスメント体制の速やかな構築

国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、政府が設置する関係会議等とも連携しつつ、専門家や有識者を含めた国際情報の分析・アセスメント体制を速やかに構築すること

### 3 情報発信体制の構築

国民や国内に対するリスクに関する情報の発信を行うとともに、国外への積極的な情報発信ができる体制の構築を検討すること

以上

---

<sup>i</sup> IHR 検証委員会報告書（抜粋）

States Parties should enact or adapt legislation to authorize NFPs to perform their functions and to ensure that the NFP is a designated centre, not an individual which is appropriately organized, resourced and positioned within government, with sufficient seniority and authority to meaningfully engage with all relevant sectors. The mandate, position, role and resources of the NFP should be clearly defined.